

病欠届

学 校 名	石川県立門前高等学校
学 年 組 氏 名	年 組 氏 名
受 診 医 療 機 関 及 び 担 当 医	
診 断 名	
受 診 日	令和 年 月 日 ()
療 養 日 数	月 日 () ~ 月 日 () 【 日間】
上記のとおり、病気のため欠席しました。	
令和 年 月 日 保護者氏名 _____	

※この届けは、学校において感染症による出席停止の際に使用します。

※医療機関受診時の領収書または薬剤処方箋（写）を添付ください。

参考 出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）抜粋

- 第1種 治癒するまで。（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、SARS、ポリオ、鳥インフルエンザ）
- 第2種 次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではない。
 - ① インフルエンザ： 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。
 - ② 百日咳： 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
 - ③ 麻疹： 解熱した後3日を経過するまで。
 - ④ 流行性耳下腺炎： 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
 - ⑤ 風疹： 発疹が消失するまで。
 - ⑥ 水痘： 水痘にあっては、すべての発疹が痂皮化するまで。
 - ⑦ 咽頭結膜熱： 主要症状が消退した後2日を経過するまで。
 - ⑧ 新型コロナウイルス： 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
- 第3種 病状により学校医またはその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで。（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎）および結核、髄膜炎菌性髄膜炎
その他：感染性胃腸炎（ノロウイルス）： 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善するまで。
溶連菌感染症： 適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能